

柏井小学校セーフティウォッチャー説明会

平成19年4月27日(金)

千葉市立柏井小学校

1. 趣旨

近年、児童や学校を狙った事件が頻発していることから、PTAや青少年育成委員会等で地域の安全活動を行ってきました。これをさらに強化するために協力していただける方の力をお借りして、「いつでも、どこでも、誰かが、子どもたちを見守っている」体制を整え、児童の安全を確保するとともに、不審者・変質者等による被害を抑止することをねらいとして実施するものです。

2. 活動について

(1) 実施予定日 活動できる日(週1日でも可)

(2) 活動場所

①柏井町の通学路 ②横戸町の通学路 ③学校敷地内

(3) 活動時間帯

①児童の登校時間帯 午前7時30分から午前8時

②児童の下校時間帯 午後3時から午後4時頃

午後2時から午後3時頃(火・木曜日…1・2年生が4校時の日)

③日中(学校敷地内) 随時

(4) 実施方法

- 活動できる曜日の活動できる場所、時間帯ごとに、パトロール用の腕章(柏井小セーフティウォッチャー)を着けて、本校児童の見守りと声かけを行っていただきます。
- ウォーキング、犬の散歩、買い物等を兼ねていただいても結構です。
- 不審者等を見かけたら、学校に通報・連絡をしてください。
- 活動を「活動日誌」に記載していただきます。
 - ・ 学校に来られた方は、事務室の活動日誌に記録してください。
 - ・ 学校まで来ないで、ご自宅の周辺で実施される方は、翌週に活動記録を学校に届けてください。

3. 実施まで

- (1) 趣旨、実施方法等に賛同していただける方に、柏井小学校セーフティウォッチャー申込書兼登録書を提出していただきます。
- (2) 登録者を学校でまとめて教育委員会に報告し、活動中の事故に対して保険が適用されるようにします。
- (3) 登録書をもとにして、活動日・活動時間帯・活動場所の一覧表を作成しますので、連絡を取り合って一緒に活動していただきたいと思います。
- (4) このセーフティウォッチャーの任期は1年です。なお、新たに登録を申し出る方があれば、追加できます。また、辞退する方が出た場合は、登録者名簿から削除します。
- (5) 事務局は柏井小に置き、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・安全指導主任・養護教諭で任にあたります。

4. その他

- (1) 7月20日(金)の夏休み前集会において、全校児童に紹介したいと考えています。ご都合がございましたら、10時30分までに図書室にお集まりください。
- (2) 集会終了後に、活動についての第1回反省会を行う予定です。